三島市立北上中学校いじめ防止等の基本方針

1　基本方針策定の意義（いじめに対する本校の基本的な考え方・方針）

いじめとは、「当該児童等が、一定の人的関係にある他の児童等から、心理的、物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」であり、起こった場所は学校の内外を問わず、判断はいじめられた児童等の立場に立って行うものとする。

これらのいじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。しかしながら、どの児童等にもどの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続的にいじめ防止等に取り組む事が重要である。

したがって、本校では、学校長のリーダーシップのもと、いじめが許されることなく、すべての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努めていくものである。

そこで、本校全教職員は以下の**いじめ問題についての基本的な認識**をもつものとする。

2　いじめ防止等のための対策（本校では、以下のいじめ防止等の対策を行うものとする。）

①いじめはどの児童等にも、どの学校にも起こり得るものである。
②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
③いじめはけんかやふざけ合いであっても、見えないところで発生していることもあること、本人が苦痛を表現できなかったり、いじめに気づいていなかったりする場合もあることを念頭に、周りの状況をしっかりと確認する。
④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
⑤いじめはその行為の様態により犯罪行為として取り扱う。
⑥いじめは学校、家庭、地域の指導の在り方が問われる問題である。
⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たすことで、組織を適切に機能させ、情報を共有し、複数の目で確認する。
⑧インターネット上のいじめに対処するため、講師を招聘し、インターネット、スマートフォン等の利用について学ぶ機会を設け、情報モラル研修を実施する。

(1)　いじめ問題に取り組むための組織

①　「いじめ防止対策委員会」
　(ｱ) いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任による「いじめ防止対策委員会」を設置

する。定例の委員会は、隔月１回開催する。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び警察等関係機関を含め、緊急「組織」・拡大「組織」など柔軟性をもたせて、委員会を開催する。

(ｲ) 取組内容

- いじめ対策の体制整備及び取組・進捗状況の確認・定期検証
- 教職員の共通理解と意識啓発、研修の実施
  （※「特別に配慮を要する生徒」の共通理解は綿密に行う）
- いじめの状況把握及び分析
- いじめを受けた児童等に対する相談及び支援
- いじめを受けた児童等の保護者に対する相談及び支援
- いじめを行った児童等に対する指導及び支援
- いじめを行った児童等の保護者に対する助言
- 専門的な知識を有する関係者等との連携
- インターネット上のいじめ対応のため、情報モラル研修の実施
- 三島市教育委員会の判断によって、重大事態の調査等を行う。
- その他いじめ防止に関わること

② 「生徒指導連絡会」

（「いじめ防止対策委員会」各学年から参加 ）

・各学年の生徒指導担当、校長、教頭、養護教諭による週１回の児童等の情報交換を行い、「いじめ防止対策委員会」に伝えると共に、取り上げた方がよい事案がある場合は招集を求める。毎月、教育委員会への報告を行い、必要がある場合には関係機関との連携を図る。

③ 「生徒指導情報交換」：朝の打ち合わせ・職員会議・学年部会・分掌部会

・毎週１回の全職員による朝の打ち合わせや職員会議の中で、全教職員で該当する生徒について、現状や指導についての情報の交換及び対応について話し合いを行う。

④ 「北上中学校地域いじめ防止対策委員会」

- いじめ防止を地域で取り組むため、校長、教頭、生徒指導主事、PTA会長、PTA副会長、学校運営協議会委員による「北上中学校地域いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) いじめの未然防止のための取組

① 児童等一人一人の自己有用感を高める教育活動を推進する。

(ｱ) ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業実践

・誰もがわかる、できる喜びを実感する授業を通した「学びたい」の育成を推進
…教員同士が授業を公開し合う

・規律正しい生活…チャイム着席、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等

(ｲ) 人との関わりを通して、喜びを味わう特別活動

・「防災学習」などの行事を通して、人や実社会との関わりを豊かにする。
・生徒会行事等における異学年交流の充実や「感謝の言葉」を実施する。
・児童等の自発的な活動を支える委員会活動を充実する。

(ｳ)「地域ボランティア」への積極的な参加
・地域ボランティアへ積極的に参加し、人と関わることで、多様な価値観を学ぶ。
・人の役に立っていることを実感し、自己有用感を高める。

② いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

(ｱ)児童等の手によるあたたかい集会づくり・体験活動の実施
・児童等が主体となり、仲間の良さやあたたかさを感じる集会を企画運営する。

(ｲ) いじめゼロ強調月間
・できるだけ多くの人が関わる取組として保護者・地域との意志疎通を図りながら実施する。(体育祭や合唱コンクールでも積極的に学校を公開)

(ｳ) 人間関係づくり
・よりよい人間関係づくりを推進するために、人間関係づくりプログラムを計画的に実施する。
・hyperQ-Uを実施し、人間関係を把握し、よりよい人間関係づくりに努める。

(ｴ) 道徳授業の充実（学級担任はもちろん、学年全体で年間計画に沿って授業を行い、「思いやりの心」を育てる。）

(ｵ) 人権教育の着実な推進
・「性の多様性を認める授業」を実践する。
・教員自ら不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に気をつける。
・新型コロナウィルス感染症等に関する差別・偏見の防止に向けて、学校全体で取り組む。

(ｶ) 情報モラル教育の推進
・家庭でのスマートフォン、SNS等の利用は、保護者の責任の下行われるべきものであることから、使い方に関する注意点やルール等の情報を提供する。

③ チーム北上の雰囲気と体制づくり

(ｱ) 児童等・職員・保護者・地域の方が関わり合うあいさつ運動。

(ｲ) 学校生活や全教育活動を通して、『支えあう・認めあう・学びあう・高めあう』生徒を意識する。

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

① いじめの早期発見に努める

(ｱ) 全ての教員が児童等の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより小さな変化を見逃さない感覚を身に付ける。「児童等がいるところには、教職員がいる。」ことを心がける。

(ｲ) 定期的に実施する学年部会や生徒指導連絡会で気になる児童等の情報を共有し、より大勢の目で当該児童等を見守る。また、欠席したり遅刻や欠席が多かったりする生徒

に対し、教職員の初期対応について共通化を図った取組（電話連絡や家庭訪問等）を実施する。

(ｳ) 様子に変化が見られる場合には、教員が積極的に働きかけを行い児童等に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談やスクールカウンセラーとの面談等で悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

(ｴ) 年５回の「学校生活に関するアンケート（Ｑ－Ｕ含む）」と年３回の相談活動により、児童等の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

(ｵ) 実践的な態度を養う道徳教育の改善を推し進める。

② いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

(ｱ) いじめ問題を発見したときには、学級担任、部活動顧問等だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして問題の解決にあたる。

(ｲ) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童等の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童等に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

(ｳ) 傍観者・無関心の立場にいる児童等たちにもいじめているのと同様であるということを丁寧に指導する。

(ｴ) 学校内だけでなく、警察等関係機関と協力をして解決にあたる。

(ｵ) いじめられている児童等の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(ｶ) いじめ問題への取組記録の保管や引き継ぎを確実に行う。

(ｷ) いじめの事実確認や指導等対応を行うとともに、その結果を三島市教育委員会に月１回報告する。

③ 家庭や地域、関係機関と連携した取組

(ｱ) いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。学校内だけで問題解決をすることはしない。

(ｲ) 「生徒指導連絡会」で、成長過程等における側面から情報共有を図る。

(ｳ) 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、他の機関のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

３　重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（自殺願望を抱く、身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症等）や、相当の期間（年間３０日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童等や保護者からいじめられて重大な被害が生じたという申立てがあったときは、三島市教育委員会の指導・助言のもと、次の対処を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を、三島市教育委員会に速やかに報告する。尚、学校は教育委員会からの判断を待つことなく、早期にいじめに対応する。

(2) 三島市教育委員会から調査主体と調査組織の判断を受ける。

・学校が主体となる場合は、「いじめ防止対策委員会」が調査にあたる。ただし、必要に応じて、特別の利害関係を有しない第三者で当該重大事態の性質に応じて適切な専門家（スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター）等が組織に加わり、当該調査の

公平性・中立性を確保する。
・学校主体の調査では十分な結果を得られない場合や、学校教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、三島市教育委員会の付属機関「**三島市いじめ問題対策委員会**」が調査にあたる。「いじめ防止対策委員会」はその調査に協力する。

(3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。

(4) いじめを受けた児童等・その保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
・調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)する。
・関係者の個人情報に十分配慮する。
・調査に先立ち、得られたアンケート結果は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象の在校生や保護者に説明する。
(5) 調査結果を三島市教育委員会に報告する。尚、いじめを受けた児童等又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

4　その他
(1) いじめ基本方針の取組評価
三島市学校自己評価「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」や本校学校評価の機会を使って、アンケートを実施し、その結果を踏まえて、いじめ防止等対策の取組が適切に行われたかを検証する。
(2) 基本方針策定に当たっては、保護者や地域の方々に意見を求め、児童等の意見を取り入れる。また、本校職員全員が意識や理解を共有する機会とする。

・いじめ対応の流れ〈資料１〉
・いじめ対策の年間計画〈資料２〉
・関係機関と相談窓口〈資料３〉（添付資料）

平成26年５月31日策定
平成27年３月30日改正
平成27年８月31日改正
平成28年９月８日改正
平成29年９月７日改正
平成30年８月６日改正
令和元年９月６日改正
令和２年９月８日改正
令和３年10月１日改正
令和４年９月30日改正